

EPA原産地規則の概要

【輸入編】



2026年6月
財務省・税関
EPA原産地センター

1. ケーススタディ
(RCEP協定、中国仕出し、紳士用革靴)
2. 「不備のある原産地証明書等の取扱い」について
3. 非違事例の紹介



1. ケーススタディ

～RCEP協定を利用して、中国から紳士用革靴を輸入～

輸入貨物のEPA利用のステップ

輸入においてEPAを利用するためには次のステップで確認します。



ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地基準を特定

ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認

ステップ5. 輸入面での原産地手続

- (1)申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2)関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にEPA税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

ケーススタディの内容



アパレルメーカーの貿易担当者です。
RCEP協定を利用して、中国から日本へ、
中国で生産した「紳士用革靴」を輸入したいと考えています。
輸入予定の製品について、以下の情報を確認しました。

■ 産品：紳士用革靴

- 仕出国 : 中国
- HS番号 : 第6403.99号(輸入統計品目番号は、6403.99-015)
- 製造工程 : 輸出者の中国国内工場にて材料表の材料を用いて製造。
- 関係書類 : 材料表、製造工程表など
- 材料表 :



	材料	調達国
1	革製アッパー材	ベトナム
2	合成繊維製ライニング	中国
3	プラスチック製インソール	中国
4	ゴム製アウトソール	マレーシア
5	接着剤	中国
6	縫糸	中国

※本事例において、材料や製造工程は簡略に記載しており、実際の製品のものとは異なる場合があります。

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認します。



ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地基準を特定

ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続（輸入者自己申告の場合）

- (1) 申告に必要な書類（原産品申告書など）を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ



ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地基準を特定

ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続（輸入者自己申告の場合）

(1) 申告に必要な書類（原産品申告書など）を整える

(2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応



1. 輸入貨物のHS番号を特定

2.

3.

4.

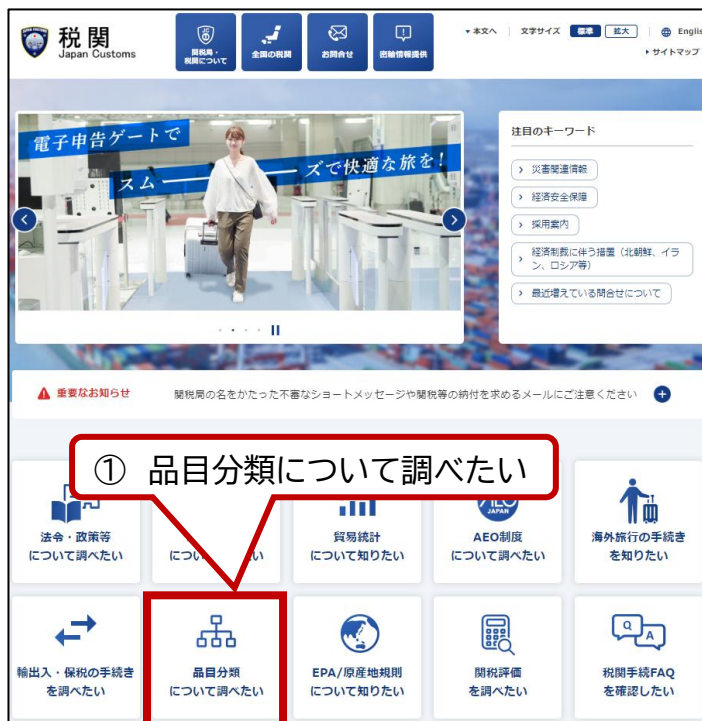
5.

6.

7.

HS番号の特定方法

- HS番号は税関HPの「**実行関税率表**」で調べることができる。
 - <https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>
- 税関HPの品目分類ページ「品目分類のための資料を検索する」で参考情報を得る。
 - <https://www.customs.go.jp/searchtc/jtcsv001.jsp>
- HS番号に関するお問合せは、各税関関税鑑査官部門でお受けしています。
 - <https://www.customs.go.jp/question2.htm#b>



ステップ1
完了

HS番号 第6403.99号(輸入統計品目番号は、6403.99-015)と特定しました。

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定



ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地基準を特定

ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続（輸入者自己申告の場合）

- (1) 申告に必要な書類（原産品申告書など）を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応



1.

2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

3.

4.

5.

6.

7.

RCEP協定税率の確認方法

- ステップ1で特定した輸入統計品目番号9桁をもとに、**実行関税率表**で**中国**に対してRCEP協定税率が設定されているかを調べます。

(輸入統計品目番号)6403.99-015 紳士用の革靴 【税関HP／実行関税率表(2026年4月版)から抜粋】

統計番号			関税率	関税率(経済連携協定)		
番号		品名	WTO協定	RCEP (アセアン/豪 州/ニュージー ランド)	RCEP (中国)	RCEP (韓国)
6403		履物(本底がゴム製、プラスチック製、 革製又はコンポジションレザー製で、甲 が革製のものに限る。)				
		その他の履物				
6403.99		その他のもの				
		1 本底がゴム製又はコンポジショ ンレザー製のもの(スリッパその 他の室内用履物を除く。)				
		(2)その他のもの				
	015	―― 紳士用のもの	30%又は 4,300円/足 のうちいずれ か高い税率	13.5%	15.4%	

日本は、6403.99-015の産品について、中国に対してRCEP協定税率を設定しています。➡ **関税率 15.4%**

ステップ2
完了

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

 ステップ3. 適用される原産地基準を特定

ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続（輸入者自己申告の場合）

- (1)申告に必要な書類（原産品申告書など）を整える
- (2)関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応



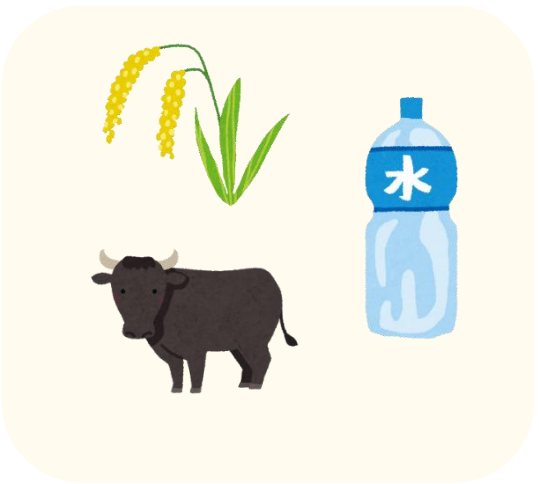
RCEP協定に定める原産品の要件を確認

- RCEP協定税率は、RCEP協定上の他の締約国の「原産品」に対して適用されます(第2・4条1)。
- 「原産品」と認められるのは以下の3つの要件のいずれかを満たす製品です。
- 材料が「原産材料(＝原産品と認められる材料)」か判断する場合にも、この「原産品」の要件を適用します。

要件

完全生産品

締約国において
“完全に生産される”製品

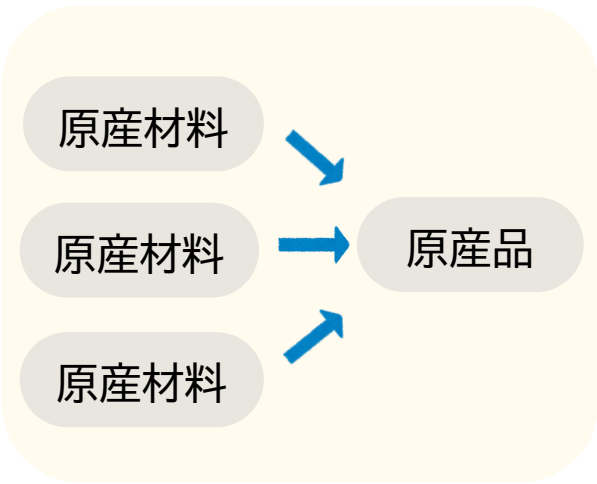


RCEP協定 第3・2条(a)

要件

原産材料のみから
生産される製品

締約国の
“原産品と認められる材料”
のみから生産される製品



RCEP協定 第3・2条(b)

要件

品目別規則を
満たす製品

締約国の“**原産品と認められない材料**”
を使用し締約国において生産すること
で“**実質的変更**”が生じた製品



RCEP協定 第3・2条(c)

ここでワン
ポイント

原産材料 と 非原産材料

原産材料

- EPAの原産地規則を満たして、「原産品」と認められる材料
 - 材料が原産材料かどうかは、EPAの原産地規則を満たしているかによって判断します。
 - 材料を「原産材料」と認める要件は、「原産品」の要件と同じです。
（「完全生産品」、「原産材料のみから生産される産品」、「品目別原産地規則を満たす産品」）

非原産材料

- EPAの原産地規則を満たさず、「原産品」と認められない材料
（原産品としての資格を決定することができない材料を含む。）
 - 以下は非原産材料となります。
 - ・ 非締約国から輸入した材料
 - ・ 締約国内で調達したが、非締約国で生産された材料
 - ・ 締約国内で生産・調達されたが、EPAの原産地規則を満たさない材料

！ 日本税関では、利用者の証明負担軽減の観点から、
原産品であることが証明されていない材料を非原産材料として扱う運用を行っています。

製品の生産に使用した材料を確認

■ 産品：紳士用革靴

□ 製造工程：輸出者の中国国内工場にて下記材料を用いて製造。

□ 材料表：

	材料	HS番号	調達国
1	革製アッパー材	第41類	ベトナム
2	合成繊維製ライニング	第64.06項	中国
3	プラスチック製インソール	第64.06項	中国
4	ゴム製アウトソール	第64.06項	マレーシア
5	接着剤	第35類	中国
6	縫糸	第54類	中国

材料1,4 はそれぞれRCEP締約国内で調達されたものですが、RCEP協定上の原産品(原産材料)かどうかわかりません。

材料2,3,5,6 は、中国国内で調達されたものですが、RCEP協定上の中国原産品(原産材料)かどうかわかりません。

⇒ いずれも、まずは材料を非原産材料として考えます。

1.

2.

3. 適用される原産地基準を特定

4.

5.

6.

7.

適用する原産品の要件を確定

原産品の要件を特定するにあたり、条文を確認

RCEP協定 第3・2条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に定める他の全ての関連する要件を満たすものは、原産品として取り扱う。

- (a) 一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条(完全に得られ、又は生産される産品)に定めるもの
- (b) 一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される産品
- (c) 一の締約国において**非原産材料を使用して生産**される産品であって、**附属書3A(品目別規則)**に定める関連する要件を満たすもの



材料をまずは**非原産材料**として考えるので、
(c)の「**品目別規則を満たす産品**」の要件ですね。

産品が締約国(中国)の原産品と認められるためには、**中国における生産**により、RCEP協定の品目別規則に定める関連する要件を満たす必要があります。

RCEP協定等の「協定条文」について詳しく確認したい方はこちら→

リンク先:税関ホームページ/EPA・原産地規則について知りたい/EPA・原産地規則ポータル/協定・法令等



品目別規則の特定方法

「RCEP協定の品目別規則」を確認

- 税関ホームページ/EPA・原産地規則ポータル「品目別原産地規則の検索」で調べることができます。
- <https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>
- 国名と製品のHS番号(6桁)
- = 「中華人民共和国/CHINA」と「640399」で「検索」。
- (注)原産地規則は各EPAの交渉の結果として定められたものなので、各EPAで異なります。

税関サイト

EPA・原産地規則ポータル

EPAで輸入

EPAで輸出・輸出相関

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

国名 / Country

中華人民共和国 / CHINA

品目 / Item

640399

検索

検索結果

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

国名 / Country

中華人民共和国 / CHINA

品目 / Item

640399

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定 (HS2022) / REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定 (HS2022) / REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP

HS2022

部 / Section	類 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
12	64			履物及びギートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品 Footwear, slippers and the like, parts of such articles.		
			6403	履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。) Footwear with outer soles of rubber, plastics, leather or composition leather and uppers of leather.		
			640399	その他の履物 Other footwear : その他のもの Other	CTH又はRVC40 CTH or RVC40	

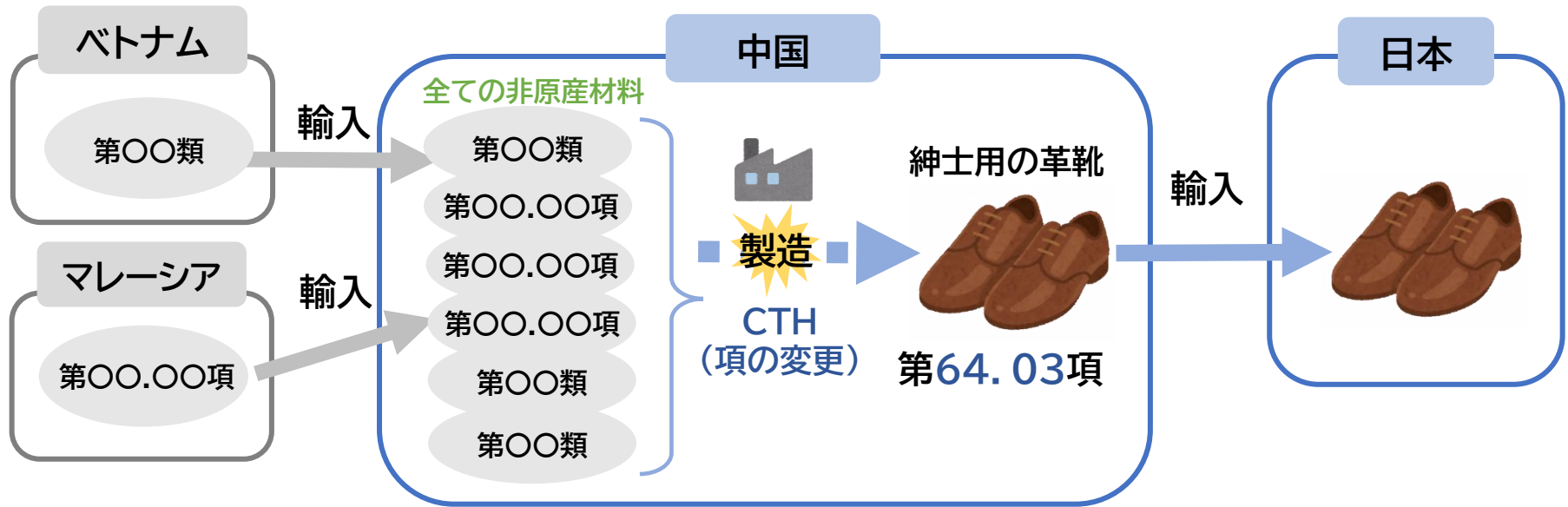
第6403.99号(紳士用革靴)の產品に適用される品目別規則は「CTH又はRVC40」と特定

品目別規則の読み方

RCEP協定 第64.03項の品目別規則

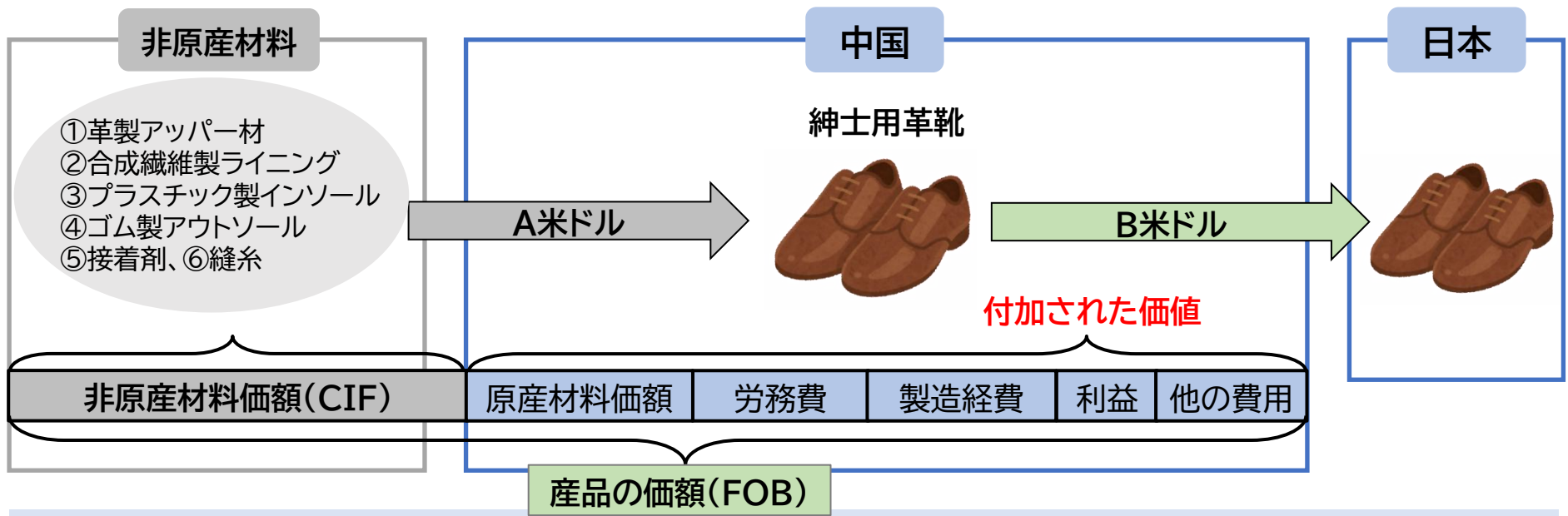
CTH又はRVC40

- CTH は「関税分類変更基準」の一つで、製品の生産において使用された全ての非原産材料について、HS番号先頭4桁の水準における関税分類の**変更**(CTC)が行われていれば良いという基準です。



品目別規則の読み方

- **RVC40** は「付加価値基準」。
製品のFOB価額に対して、製品の**域内原産割合(価額に基づくもの)が40%以上**でなければならないという基準。(RCEP協定 附属書3A 頭注7(a))



【RVC40】

$$\frac{\text{製品のFOB価額(B米ドル)} - \text{非原産材料価額(A米ドル)}}{\text{製品のFOB価額(B米ドル)}} \times 100 = \text{付加価値} \geq 40\%$$

⇒ 今回は、**関税分類変更基準**である「**CTH**」を選択して原産地規則を満たしているか確認。

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地基準を特定

 ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続（輸入者自己申告の場合）

- (1) 申告に必要な書類（原産品申告書など）を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

特定した品目別規則を満たすかを確認

- 特定した品目別規則が「関税分類変更基準」の場合、產品に使用する材料が「原産材料」であれば、その材料については產品との関税分類の変更(CTC)の確認は不要。
- しかし、材料を「原産材料」と扱うのであれば、その材料自体が原產品の要件を満たすことの確認が必要。(材料の材料まで遡る必要がある等、**証明負担が大きい**ことも)。
- 上記より、まずは**全ての材料を非原産材料と取り扱い、HS番号を特定し、関税分類の変更(CTC)を確認**した上で、基準を満たさない材料についてのみ、「原産材料」かどうか確認していくことが効率的。

生産に使用された材料のHS番号を確認

■ 產品：紳士用の革靴(HS番号：第**6403.99**号)

□ 材料

1	革製アップー材	第 41 類
2	合成繊維製ライニング	第 64.06 項
3	プラスチック製インソール	第 64.06 項
4	ゴム製アウトソール	第 64.06 項
5	接着剤	第 35 類
6	縫糸	第 54 類

材料表等の書類で確認

○品目別規則がCTHの場合、材料と產品の類(HS2桁)が異なることが確認できれば、項(HS4桁)までの比較は不要。ただし、同一類に属する材料については、項(HS4桁)での変更を確認する必要がある。

○ただし、同じ類の材料については、項までの確認が必要。

➡ 材料のうち、すべての非原産材料が產品(第6403.99号)の品目別規則「**CTH**」を満たすことを確認。

製造工程を確認

品目別規則「CTH」を満たすかの確認に加えて

RCEP協定 第3・2条 原産品

(c) 一の締約国において非原産材料を使用して生産される産品であって、附属書3A(品目別規則)に定める関連する要件を満たすもの

■ 産品：紳士用の革靴

製造工程表等の書類で確認

□ 製造工程：輸出者の中国国内工場にて材料表の材料を用いて製造。



産品が、中国において生産されていることがわかるため、RCEP協定第3・2条(c)のうち「一の締約国において生産されていること」を確認。

この産品は、RCEP協定上の中国原産品と認められる。



原産品
でした！

RCEP原産国を決定

RCEP協定では、原産品かどうかの確認に加えて「RCEP原産国」を決定する必要があります。

- RCEP協定において、輸入締約国は、相手国によって関税率の差異が発生する品目を設定することができる「個別譲許」を採用することができます。
- 産品が税率差発生品目である原産品の場合、輸入締約国は複数ある税率のうち「RCEP原産国」に対する関税率を適用します。

【税関HP／実行関税率表(2026年4月版)から抜粋】

統計番号		品名	関税率	関税率(経済連携協定)		
番号			WTO協定	RCEP(アセアン/豪州/ニュージーランド)	RCEP(中国)	RCEP(韓国)
6403		履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。)				
		その他の履物				
6403.99		その他のもの				
		1 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの(スリッパその他の室内用履物を除く。)	今回の産品は、税率差発生品目 ➡「RCEP原産国」によって適用される関税率が異なる			
		(2)その他のもの				
	015	―― 紳士用のもの	30%又は4,300円/足のうちいずれか高い税率	13.5%	15.4%	

譲許表の付録の特定の原産品に該当するかの確認

(Appendix in Relation to Paragraph 3 of Article 2.6 (Tariff Differentials))

- RCEP協定において個別譲許(国ごとに関税率の差異が発生する品目を設定)を採用しているのは、日本、中国、韓国、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナムの7か国です。
- 個別譲許採用国は譲許表の付録に「特定の原産品」を掲げており、これに該当した場合は、付録に定める追加的要件(輸出締約国である最終仕出国において20%以上の価値が付加されていること)を確認する必要があります。

日本の付録の特定の原産品(100品目)を確認(外務省ホームページ)

➤ <https://www.customs.go.jp/roo/information/rcep.htm>

税関サイト

EPA・原産地規則ポータル

EPAで輸入EPAで輸出／輸出相関原産地規則とは使いたいEPA等について調べる品目別原産地規則の検索

現在位置： 原産地規則ポータル > 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定

注意：このページのリンクにはPDFデータへのリンクがあります

1.お知らせ

フィリピンに対するRCEPインドネシアに対するRCEPマレーシアに対するRCEP韓国に対するRCEP協定のRCEPの効力についてRCEP協定における日本...

2.初めてRCEP協定を

「初めてRCEP協定を利用」「RCEP協定について」

5.関税譲許

ステージング表

実行関税率表

相手国側譲許表【ジェトロHP】

EPA等に基づく税率よりMFN税率が低い品目について(逆転現象)

一般特惠税率の適用が可能な品目

RCEP協定 税率差マニュアル [PDF:1,245KB]

RCEP協定第2.6条(関税率の差異)3の規定に関する付録(100品目)一覧表 [PDF:84KB] / [CSV:56KB]

「RCEP協定第2.6条(関税率の差異)3の規定に関する付録(100品目)一覧表」(抜粋)

90	640391029	- その他のもの	中国に対する待遇
90	640391029	- その他のもの	韓国に対する待遇
91	640399015	- - - 紳士用のもの	ASEAN、オーストラリア及びニュージーランドに対する待遇
91	640399015	- - - 紳士用のもの	中国に対する待遇
91	640399015	- - - 紳士用のもの	韓国に対する待遇
92	640399016	- - - 婦人用のもの	ASEAN、オーストラリア及びニュージーランドに対する待遇
92	640399016	- - - 婦人用のもの	中国に対する待遇

第6403.99-015は100品目の一覧に掲載されている。

HS番号第6403.99-015の産品は、日本の付録の特定の原産品に該当する。

輸出締約国において追加的要件を満たすか確認

- 譲許表の付録の「特定の原産品」に該当した場合は、産品が付録に定める追加的要件を満たしているか確認する必要があります。（RCEP協定第2.6条3）
- 追加的要件とは、輸出締約国である最終仕出国において**20%以上の価値が付加されていること**です。（付録 第2.6条(関税率の差異)3の規定に関する付録）
- 付加価値にかかる計算は、協定に規定されている計算方法を用います。（RCEP協定第3.5条）

【材料表】

	材料	HS番号	調達国	部材費		
1	革製アップー材	第41類	ベトナム	\$ 10		
2	合成繊維製ライニング	第64. 06項	中国	\$ 2		
3	プラスチック製インソール	第64. 06項	中国	\$ 2		
4	ゴム製アウトソール	第64. 06項	マレーシア	\$ 4		
5	接着剤	第35類	中国	\$ 1	非原材料単価合計	\$ 20
6	縫糸	第54類	中国	\$ 1	FOB(一足)	\$ 28

【RVC】

産品のFOB価額(\$28)－非原産材料価額(\$20)

産品のFOB価額(\$28)

×100

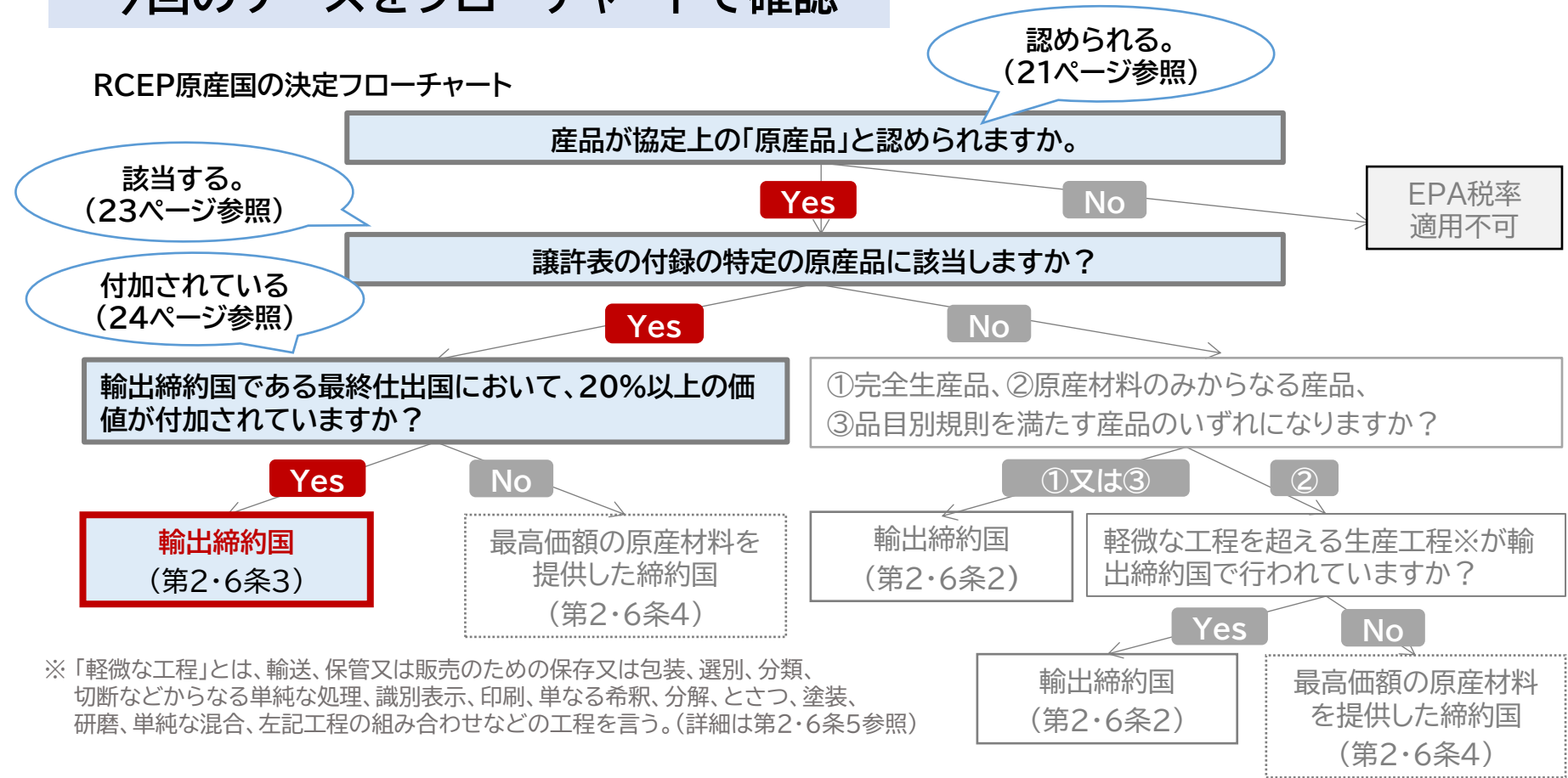
=

付加価値 28.5%

産品は、最終仕出国において20%以上の価値が付加されている。

今回のケースをフローチャートで確認

RCEP原産国の決定フローチャート



RCEP原産国は「輸出締約国」(＝中国)と決定。

ステップ4 完了

「RCEP原産国」についてさらに詳しく知りたい方はこちら→

- RCEP原産国についてのご案内 (https://www.customs.go.jp/roo/information/rcep/rcep_gensankoku.pdf)
- RCEP協定 税率差マニュアル (https://www.customs.go.jp/roo/procedure/rcep_zeisamanual.pdf)



輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地基準を特定

ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

 ステップ5. 輸入面での原産地手続（輸入者自己申告の場合）

- (1) 申告に必要な書類（原産品申告書など）を整える
- (2) 関係書類を保存

ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

証明制度(日本へ輸入する場合)

- 特恵待遇を要求(EPA税率を適用)するためには、EPAごとに定められた以下のいずれかの原産地証明手続を行うことが必要。

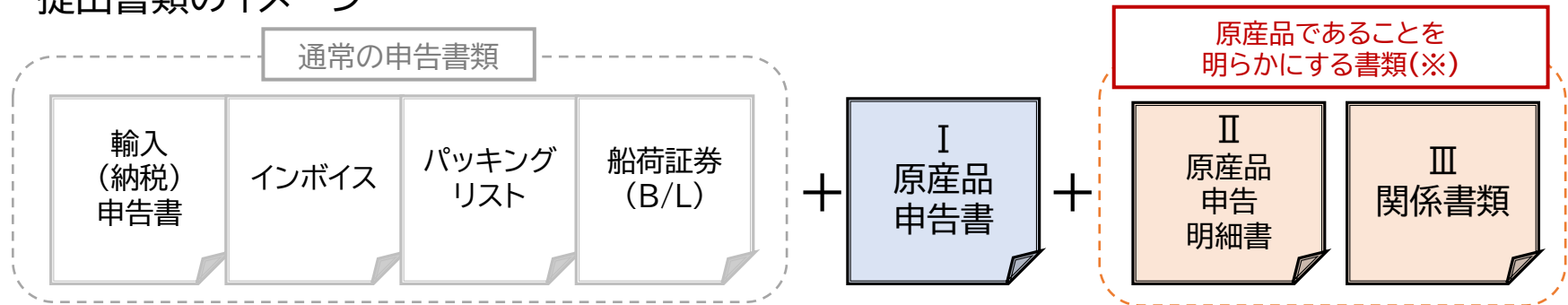
証明制度	証明書類の取得方法	対象EPA等	メリットと留意点
第三者証明制度 (原産地証明書)	輸出締約国において権限ある発給機関に輸出者又は生産者が発給を依頼	CPTPP、日EU、日英、日米貿易協定を除く全てのEPA	メリット : 発給機関が原産性を判断。 留意点 : 発給に費用及び時間を要する。
認定輸出者制度 (原産地申告)	輸出締約国において権限ある発給機関により認定された輸出者が書類を作成	日メキシコ、日スイス、日ペルー、 RCEP	メリット : 政府から認定を受けた認定輸出者が原産性を判断。 留意点 : 輸出者が輸出国政府による認定を受ける必要。
自己申告制度 (原産品申告書)	(輸入者による自己申告) 日本の輸入者が書類を作成	日豪、CPTPP、日EU、日英、日米貿易協定、 RCEP	メリット : 十分な情報を有している場合は、輸入者自ら原産品申告書を作成可能。 留意点 : - 輸出者・生産者に事後確認が行われないため、輸入者のみに証明責任が生じる。(輸入者が証明できなければ特恵否認の可能性。) - 輸入者が作成する原産品申告書に加えて原産品であることを明らかにする書類の提出が必要。
	(輸出者又は生産者による自己申告) 輸出締約国の輸出者又は生産者が書類を作成	日豪、CPTPP、日EU、日英、 RCEP (豪州、NZ、韓国間のみ)	メリット : 輸出者・生産者が発給機関から原産地証明書を取得する手間(費用・時間)が省ける。 留意点 : 原則として、輸出者・生産者が作成する原産品申告書に加えて原産品であることを明らかにする書類の提出が必要。

➡ RCEP協定では、いずれの証明制度も利用可能(輸出者等による自己申告は一部締約国のみ)ですが、今回は輸入者が原産性判断のために必要な情報(書類)を入手していることから、自己申告制度のうち**輸入者自己申告**の利用を検討します。

(1) 申告に必要な書類を整える

輸入通関時の提出書類(輸入者による自己申告)

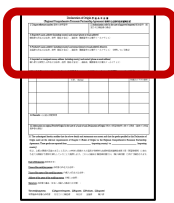
- RCEP協定上の特惠待遇を要求するためには、通常の輸入申告書類に加え、原則として、以下の書類の提出が必要になります(課税価額の総額が20万円以下の製品については省略が可能です)
 - I. 原産品申告書
 - II. 原産品申告明細書
 - III. 関係書類 } 原産品であることを明らかにする書類
- NACCSを利用して電子的に提出することが原則です。
- 原産品申告書及び原産品申告明細書は、任意の様式で作成可能ですが、税関ホームページ掲載の様式見本もご利用いただけます。
- AEO輸入者による特例申告の場合には、上記 I・II・IIIの書類の提出に代え、書類を保存することで足りる取扱いとなります。ただしAEO輸入者が一般の輸入申告を行う場合は提出が必要です。
- 提出書類のイメージ



※ 事前教示を取得している場合又は完全生産品であることが確認できる場合は、省略可能です。

様式見本を用いて、原産品申告書を作成してみましょう。

- ステップ4で確認した内容をもとに作成します。



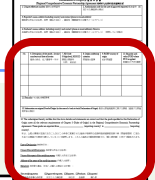
(1/2)

Declaration of Origin 原産品申告書

(Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement 地域的な包括的経済連携協定)

1. Unique reference number 固有の参照番号 XXXXX 作成者が管理する任意の整理番号を記入します。	2. Authorization code (in the case of approved exporter) 認定番号(認定された輸出者の場合)
3. Exporter's name, address (including country) and contact (phone or email address) 輸出者の氏名又は名称、住所(国名を含む)、連絡先(電話番号又は電子メールアドレス) 〇〇〇 CO., LTD. X-XX-X XXXX, XXX, China (XXX)XX-XXXX-XXXX XXX@XXX.XXX 輸出者について記載します。	
4. Producer's name, address (including country) and contact (phone or email address), if known 生産者の氏名又は名称、住所(国名を含む)、連絡先(電話番号又は電子メールアドレス) (判明している場合) 〇〇〇 CO., LTD. X-XX-X XXXX, XXX, China (XXX)XX-XXXX-XXXX XXX@XXX.XXX 生産者について記載します。判明していない場合は、 "NOT AVAILABLE" と記載します。	
5. Importer's or consignee's name, address (including country) and contact (phone or email address) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称、住所(国名を含む)、連絡先(電話番号又は電子メールアドレス) 〇〇〇 CO., LTD. X-XX-X XXXX, XXX, Japan (XXX)XX-XXXX-XXXX XXX@XXX.XXX 輸入者について記載します。	

(2/2)



No.	6. Description of the goods , Invoice numbers and date of invoice 製品の品名、仕入書番号・日付	7. HS Code (6-digit level, HS2022) 関税分類番号 (6桁、 HS2022)	8. Origin conferring criterion 原産性の基準	9. RCEP country of origin RCEP原産国	10. Quantity and value (FOB) where RVC is applied 数量及びFOB価額
1	Men's Leather Shoes I/V No. XXXX DD-MM-YYYY	6403.99	CTC	China	2,000 pcs
	仕入書番号・日付は、輸入に際して 発行されたものを記載	「品目別規則(関税分類変更基準)を満たす 製品」の場合は「CTC」 僅少の規定を適用する場合は「DMI」併記		製品の数量を記載 (付加価値基準を用いる場合は、 FOB価額も記載します。)	

11. Remarks その他の特記事項

12. Information on original Proof of Origin (in the case of a back to back Declaration of Origin) 最初の原産地証明に関する情報(連続する原産地申告の場合)

13. The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and that the goods specified in this Declaration of Origin meet all the relevant requirements of Chapter 3 (Rules of Origin) in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported from China (exporting country) to Japan (importing country).

私は、上記の情報が正確であること及びこの申告に記載された製品が地域的な包括的経済連携協定第3章(原産地規則)に定める全ての関連する要件を満たしていることを証明します。これらの製品は(輸出締約国)から(輸入締約国)に向けて輸出されます。

Date of Declaration 作成年月日: DD-MM-YYYY
Name of the certifying person 作成者の氏名又は名称: OOO CO., LTD.
Name of the agent of the certifying person 代理人の氏名又は名称:
Address of the agent of the certifying person 代理人の住所:
Signature 作成者の署名(日本への輸入の場合には不要):

証明文に、輸出締約国と
輸入締約国を記入します。

The certifying person (☐Approved exporter、☐Exporter、☐Producer、☒Importer)
本原産品申告書の作成者 認定された輸出者 輸出者 生産者 輸入者

原産品申告明細書の作成(輸入者による自己申告)

- 原産品申告明細書の様式は任意ですが、原則として日本語で記載する必要があります。
- 原産品申告明細書は**以下の情報を記載**する必要があります。

- ・仕入書の番号及び日付
- ・原産品申告書に記載された製品の番号
- ・製品の関税分類番号
- ・製品に適用する原産性の基準
- ・「RCEP 原産国」
- ・適用した原産性の基準を満たすこと
- ・「RCEP 原産国」の決定に関する説明
及び 当該説明に係る証拠書類の所有者等
- ・明細書の作成者の情報

原産品申告明細書 (RCEP 協定)	
1. 仕入書の番号及び日付	
2. 原産品申告書における製品の番号	3. 製品の関税分類番号
4. 適用する原産性の基準 ☐ MO ☐ PE ☐ CTC ☐ RVC ☐ OR ☐ ACU ☐ IMI	
5. RCEP 原産国	
6. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすこと及び上記 5. の RCEP 原産国の決定に関する説明	
7. 上記 6. の説明に係る証拠書類の所有者 ☐ 生産者 ☐ 輸出者 ☐ 輸入者	
8. その他の特記事項	
9. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 (代理人の氏名又は名称及び住所又は居所) 作成日 年 月 日	

※RVC: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される製品、CTC: 関税分類変更基準、RVC: 付加価値基準（国内原産割合）、OR: 加工工程基準（化学反応）、ACU: 業種、IMI: 最少の非原産材料

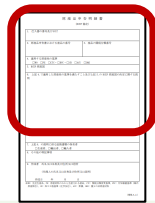
(規格 A 4)

原産品申告明細書の様式見本

- 税関HP・原産地規則ポータルに**様式見本**を掲載しています。
➤ <https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm>
- 原産品申告明細書に代えて、原産品申告明細書の記載事項を含むその他の書面による提出も認められます。

様式見本を用いて、原産品申告書明細書を作成してみましょう。

■ ステップ4で確認した内容をもとに作成します。



(1/3)

原 産 品 申 告 明 細 書
(RCEP協定)

1. 仕入書の番号及び日付 I/V No. XXXX DD-MM-YYYY		仕入書番号・日付は、輸入に際して発行されたものを記載
2. 原産品申告書における製品の番号 1	3. 製品の関税分類番号 6403.99	
4. 適用する原産性の基準 ☐ WO ☐ PE ☒ CTC ☐ RVC ☐ CR ☐ ACU ☐ DMI		該当する原産性の基準のいずれかを記載。 ※ 様式の最後に記号の説明があります。 また、ACU(累積)又はDMI(僅少の非原産材料)を適用する場合は、これらを併記します。
5. RCEP原産国 China	原産品申告書のRCEP原産国を記載します。	

6. 上記4.で適用した原産性の基準を満たすこと及び上記5.のRCEP原産国の決定に関する説明

次ページに続く

1.

2.

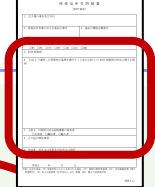
3.

4.

5. 輸入面での原産地手続

6.

(2/3)



6. 上記4.で適用した原産性の基準を満たすこと及び上記5.のRCEP原産国の決定に関する説明

製品が原産性の基準を満たすことを確認した事実を記載します。

<原材料>

原材料はベトナムから調達した革製アップー材(第41類)、中国国内で調達した合成繊維製ライニング(第64.06項)、プラスチック製インソール(第64.06項)、接着剤(第35類)、縫糸(第54類)、マレーシアから調達したゴム製アウトソール(第64.06項)

<製造工程>

- 中国にある工場において、上記原材料を使用して、裁断、縫製、底付け等の工程を経て、本品を製造する。
- 製品は品目別規則「CTH」を満たすことから、RCEP協定上の中国原産品(品目別規則を満たす製品)である。

<輸出締約国での付加価値>

「RCEP原産国」をどのように判断したかの説明についても記載します。また、別添資料があれば、その旨記載します。

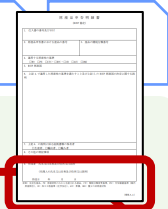
製品の価額:別途材料表の記載のとおり、USD28である。
非原産材料の総価額:別途材料表の記載のとおり、USD20である。
なお、本品の生産に使用された材料は全て非原産材料である。
本品の中国での付加価値を控除方式により計算すると

$$\frac{28-20}{28} \times 100 = 28\%$$

となる。
本品は日本の譲許表の付録に掲げる品目に該当する。輸出締約国である中国での付加価値は製品の総額の20%以上であることから、「RCEP原産国」は輸出締約国である中国となる。

7. 上記6.の説明に係る証拠書類の保有者

☐生産者、☐輸出者、☒輸入者



(3/3)

8. その他の特記事項

9. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所

〇〇〇 CO., LTD. X-XX-X XXXX, XXX, Japan

(代理人の氏名又は名称及び住所又は居所)

作成日 YYYY年 MM月 DD日

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、CTC: 関税分類変更基準、RVC: 付加価値基準(域内原産割合)、CR: 加工工程基準(化学反応)、ACU: 累積、DMI: 僅少の非原産材料

1.

2.

3.

4.

5. 輸入面での原産地手続

(2)関係書類
を保存

日本における輸入者の書類保管義務(自己申告制度の場合)

- 「原産品申告書」を作成した日本の輸入者は、国内法令に基づき、**産品が原産品であることを証明するために必要な全ての書類(「RCEP原産国」の決定のための関係書類を含む。)**を、輸入の許可の日の翌日から**5年間** 保管する義務があります。

(※ 輸入申告の際に税関へ提出した書類については、保存義務の対象外。)

保存書類のイメージ(輸入者自己申告)



ステップ5
完了

「関係書類の保存」についてさらに詳しく知りたい方はこちら→
税関ホームページ パンフレット「帳簿書類の保存義務と電子データによる保存の概要」
(<https://www.customs.go.jp/tsukan/chobohozongaiyou.pdf>)



(参考) 産品が原産品であることを証明するために必要な書類の例

■ 完全生産品(WO)

契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

■ 原産材料のみから生産される産品(PE)

契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等

■ 実質的変更基準(品目別規則)を満たす産品

a. 関税分類変更基準(CTC)

総部品表又は材料一覧表(HS番号を含む)、製造工程フロー図、生産指図書等

b. 付加価値基準(域内原産割合)(RVC)

製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等

c. 加工工程基準(化学反応)(CR)

契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

■ その他の原産性の基準を適用する場合

材料の締約国原産地証明書等、製造原価計算書、その他輸入しようとする産品が、各EPAに規定する原産性の基準(累積、僅少の非原産材料等)を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料

(参考)「RCEP原産国」の決定のための関係書類の例

① 第2・6条2 付録に掲げる品目に該当しない原産品

- 原産材料のみから生産される産品であり、相手国において軽微な工程以外の生産工程が行われているもの

相手国において軽微な工程以外の生産行為が行われていることが確認できるもの

(例)製造工程フロー図、生産指図書等

- 完全生産品又は品目別規則を満たす産品

原産品であることを証明するために必要な書類以上の、追加的な書類は不要

② 第2・6条3 付録に掲げる品目に該当する原産品で、相手国における付加価値が産品の価額の総額の20%以上であるもの

相手国における付加価値が産品の価額の総額の20%以上であることが確認できるもの

(例)製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等

③ 第2・6条4 ①②でRCEP原産国が決定されない産品

原産材料(一次材料)を提供した全ての締約国と、原産材料の価額が確認できるもの

(例)材料の原産地証明書、契約書、総部品表、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等

④ 第2・6条6 輸入者が選択するルール

- (a)「原産材料を提供した締約国」に適用する税率のうち最高税率

原産材料(一次材料)を提供した全ての締約国が確認できるもの

(例)材料の原産地証明書、契約書、総部品表、各材料・部品の投入記録、仕入書等

- (b)「全ての締約国」に適用する税率の中で最高税率

原産品であることを証明するために必要な書類以上の、追加的な書類は不要

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地基準を特定

ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続（輸入者自己申告の場合）

(1) 申告に必要な書類（原産品申告書など）を整える

(2) 関係書類を保存

 ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

輸入申告時(NACCS)における原産地証明書識別コードの入力

NACCS 原産地証明書識別コードの入力体系

原産地証明書識別(4桁) = 原産地(申告)種別(2桁) + 原産地証明者等区分(1桁) + 貨物の種類(1桁)

原産地(申告)種別		原産地証明者等区分		貨物の種類		
RC	RCEP協定(中国)	T	輸出国当局が発給した原産地証明書(第三者証明)	EPA	4	EPAに基づく原産地証明書(若しくは原産品申告書)の提出がある貨物【CO等を提出】
RK	RCEP協定(韓国)	A	認定輸出者による自己証明(原産地申告)		5	少額扱い貨物【CO等提出なし】
RA	RCEP協定(オーストラリア)	P	製造者による原産品申告書		7	EPAに基づく原産地証明書(若しくは原産品申告書)の提出猶予申請を行う貨物
RN	RCEP協定(ニュージーランド)	Q	製造者による原産品申告書(原産性に関する情報が提供できない場合)			
R1	RCEP協定(シンガポール)	E	輸出者による原産品申告書			
R2	RCEP協定(ブルネイ)	F	輸出者による原産品申告書(原産性に関する情報が提供できない場合)			
R3	RCEP協定(カンボジア)	I	輸入者による原産品申告書			
R4	RCEP協定(ラオス)	O	原産地証明書等の提出が不要な場合			
R5	RCEP協定(タイ)					
R6	RCEP協定(ベトナム)					
R7	RCEP協定(マレーシア)					
R8	RCEP協定(インドネシア)					
R9	RCEP協定(フィリピン)					

- ・「原産地(申告)種別」欄(2桁)には、RCEP原産国に対応する原産地(申告)種別コードを入力します。
- ・ RCEP協定第2.6条6に基づき最高税率を選択する場合、最高税率が設定されている国に対応する原産地(申告)種別コードを入力の上、NACCS上の輸入申告の記事欄にその旨を記載します。

！ よくある入力誤り

✓ 採用する証明区分の誤り（例:原産地証明書による申告を、誤って輸出者による原産品申告書として申告）

✓ RCEP原産国の入力誤り（例:RCEP原産国が韓国である貨物について、誤ってRC(RCEP原産国＝中国)として申告）

40

輸入貨物のRCEP利用のステップ

ステップ1. 輸入貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地基準を特定

ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続（輸入者自己申告の場合）

- (1)申告に必要な書類（原産品申告書など）を整える
- (2)関係書類を保存

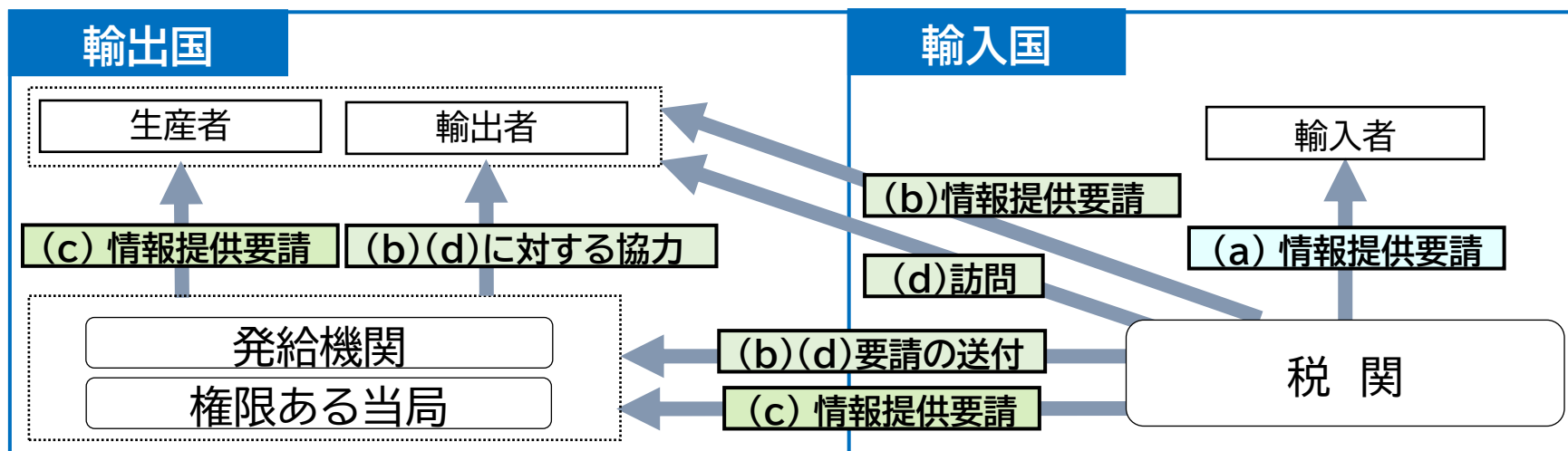
ステップ6. 輸入申告時にRCEP協定税率を適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関からの事後確認に対応

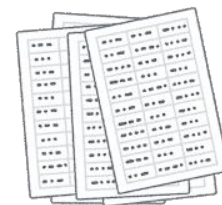


事後確認(検認)とは

- EPA税率を適用して輸入申告された貨物について、各EPA及び関税関係法令の規定に基づき、特惠税率の便益の適正な確保を目的として行われる、**輸入通関後にその貨物が原産品であるか否かについての確認**のこと
- RCEP協定においては、第3・24条に規定する以下の方法が認められています。
 - (a) 輸入者に対して追加の情報について書面により要請する方法
 - (b) 輸出者又は生産者に対し、追加の情報について書面により要請する方法
 - (c) 輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対し、追加の情報について書面により要請する方法
 - (d) 輸出締約国の輸出者又は生産者の施設を確認のために訪問する方法
 - (e) その他締約国が合意する方法
- 輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、**EPA税率の適用が否認**されます。



日本税関が行うRCEP協定の事後確認



方法

輸入者に対する事後確認

- 書面での情報提供要請 または 輸入者等の事業所を個別に訪問して行う調査（事後調査）により実施され、輸入者から提出された資料等に基づき、輸入申告された貨物が相手国の原産品であるか否かを確認します。

輸出国に対する事後確認

- 輸入者に対する事後確認で、貨物が原産品であることを確認できない場合には、日本税関から輸出国に対し、当該貨物が原産品であるか否かについての情報提供要請や現地への訪問による検証を行うことがあります。
- なお、RCEP協定において輸入者自己申告に基づきEPA税率を適用した場合、協定上、輸入国税関は輸出国に対する事後確認を実施することができません。

結果

- ◆ 事後確認の結果、貨物が原産品であることを確認できない場合には、EPA税率の適用が否認されます。
- ◆ また、事案の内容に応じて、過少申告加算税等の対象にもなります。

2. 「不備のある原産地証明書等の 取扱い」について

「不備のある原産地証明書等の取扱い」について

- 原産地証明書等に不備があっても、有効とされる場合がある。
- 不備の内容が有効/無効のいずれになるかについては、EPA・原産地規則ポータルに掲載。
➤ https://www.customs.go.jp/roo/procedure/fubi_epa.pdf
- 不備のある原産地証明書等が有効とされた場合においても、次回以降は、脱落等の不備のない原産地証明書等の提出が必要。
- 原産地証明書等が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はEPA特惠税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、通関後であってもEPA特惠税率の適用が認められない。
- QRコードやホログラムの付記、PDF等の形式で電子発給されたことのみをもって日本税関でその原産地証明書を無効とは扱わない。

抜粋

不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い				別紙2
○不備のある原産地証明書等が有効とされた場合においても、次回以降は、脱落等の不備のない原産地証明書等を提出するようにしてください。 ○原産地証明書等が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はEPA特惠税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、通関後であってもEPA特惠税率の適用が認められません。 ○「EPA原産地規則マニュアル」実務編もあわせて確認してください。 https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf ○国名のみの記載は二国間の協定を表します（例えば、「メキシコ」であれば日メキシコEPA）。 ○QRコードやホログラムの付記、PDF等の形式で電子発給されたことのみをもって税関でその原産地証明書を無効とは扱いません。				
【EPA原産地証明書】				令和8年4月1日現在
分野	記載項目	不備の内容	留意点	
原産地証明書の真正性	全項目共通	明らかな印字の誤り	有効	
		英語以外による記述	原則無効	固有名詞、日付等明らかな場合は有効。 (メキシコは和訳があれば有効。)
		記載事項が権限を有さない者によって、追記、削除又は書きかえられた原産地証明書	無効	
	様式	協定に規定された様式ではない原産地証明書 (例：EPA税率適用にもかかわらず一般特惠（GSP）原産地証明書を手入した場合)	無効	2枚目以降が規定様式ではない場合には、原産地調査官等に相談してください。
		原本でない原産地証明書（「COPY」と記載されたもの等）の提出		
		印影・署名の脱落		
		印影・署名が不鮮明		必要に応じて原産地調査官等に相談してください。
		発給年月日、発給番号の脱落		
	発給機関の証明	有効期間が経過した原産地証明書		災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効。
		申請日の脱落		輸出者が申請していることが明らかな場合は有効。
		原産国の脱落		
	輸出者の申請	輸出者の署名の脱落		
		表題部における発給国の脱落	有効	
	その他	題及発給の文言の脱落		
		再発給の文言の脱落		

（「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。）

3. 非違事例の紹介

非違事例集のご案内

- EPAやGSP(一般特惠関税制度)の原産性にかかる非違事例について、原産地規則ポータルでご案内しています。
- https://www.customs.go.jp/roo/gensan_hijirei/index.htm

 **EPA・原産地規則ポータル** ▼ 本文へ 文字サイズ 標準 拡大 English

お問合せ・その他のリンク サイトマップ

EPAで輸入 EPAで輸出／輸出相談 原産地規則とは 使いたいEPA等について調べる 品目別原産地規則の検索

現在位置: [原産地規則ポータル](#) > EPA/GSPでの原産性に係る非違事例

EPA/GSPでの原産性に係る非違事例

注意: このページのリンクにはPDFデータへのリンクがあります。

EPAやGSPに基づく特惠税率を適用して輸入申告されたものについて、税関が行った事後確認等により、特惠税率の適用対象となる原産品ではないことが明らかになったもののうち、輸入者の方々に参考となるものを掲載しています。

輸出国側が発給した原産地証明書を入手した場合であっても、当該產品が原産地規則を満たす產品であるか自ら御確認いただく等、輸入者の皆さまのコンプライアンスを一層確保いただく観点から公表するものです。ぜひ積極的にご参照ください。

[※事例の見方](#)

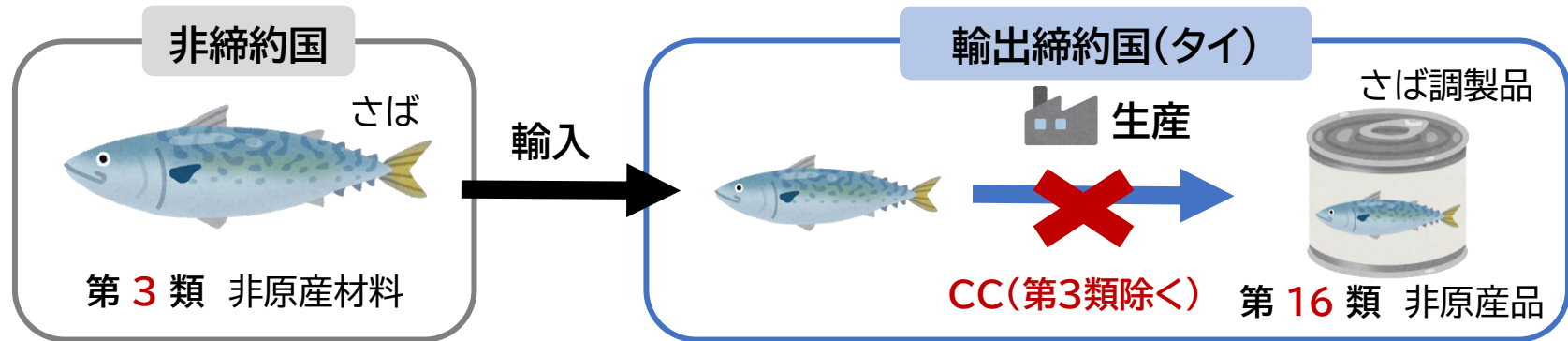
【事例一覧】

番号	HS番号	產品名	協定名等
1	第03.03項	魚	CPTPP
2 NEW	第03.06項	冷凍えび（頭部）	RCEP協定（中国）
3 NEW	第03.08項	塩蔵クラゲ	日タイ協定
4 NEW	第06.04項	装飾用の乾燥植物	日インド協定
5	第07.11項	塩蔵した野菜	日EU協定
6 NEW	第09.01項	コーヒー豆	日オーストラリア協定

AJCEP 事後確認の非違事例

協 定: AJCEP (日アセアンEPA)
産 品: さば調製品 (HS番号第1604.15号) (HS2002年版)
主な原材料: さば (HS番号第3類)
生 産 工 程: タイにおいて、原材料のさば等を加工して、産品を生産する。

AJCEP 品目別規則 1604.15 (HS2002年版): CC(第3類からの変更を除く。)



非違の概要

- 材料を確認したところ、非原産材料である第3類のさばが使用されており、第1604.15号の品目別規則を満たさない。
- 当該非原産材料の総額が産品のFOB価額の10パーセント以上であるため、僅少の非原産材料の規定も適用できない。
- AJCEP上のタイ原産品と認められない。

日タイEPA 事後確認の非違事例

協 定: 日タイEPA

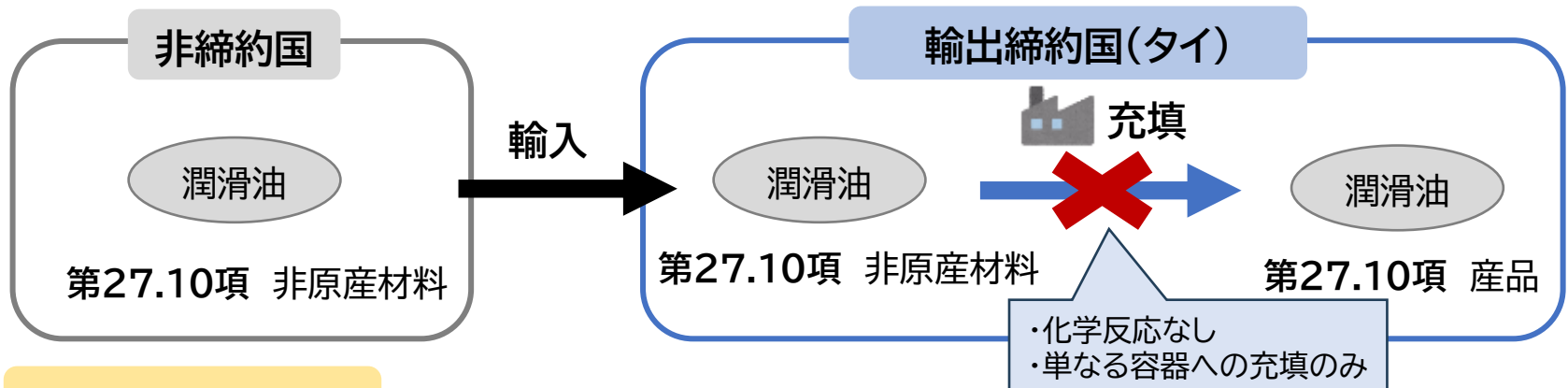
産 品: 潤滑油 (HS番号 第2710.19号)(HS2002年版)※2022年1月1日からHS2017年版

主な原材料: 潤滑油 (HS番号 第27類)

生 産 工 程: タイ国内において、材料を充填し製品を製造する。

日タイEPA 品目別規則 第2710.19号:

2710.11号若しくは第2710.19号の製品への他の項の材料からの変更又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応の工程を経ること(第2710.11号又は第2710.19号の製品への関税分類の変更を必要としない。)



非違の概要

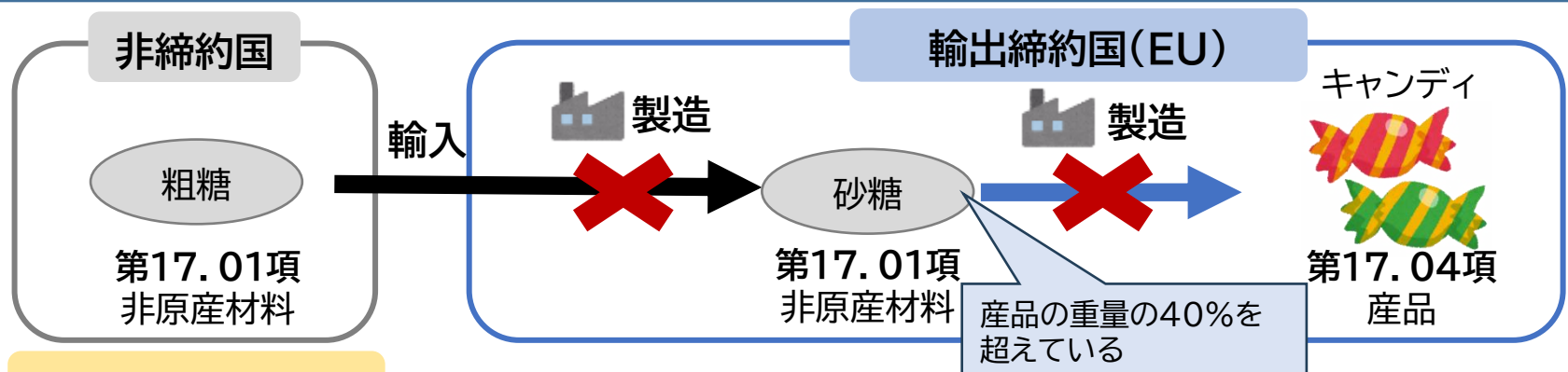
- 製造工程を確認したところ、非締約国で製造された潤滑油が、タイにおいて単に容器に充填されただけの産品であったことが判明した。
- 日タイEPA上のタイ原産品と認められない。

日EU・EPA 事後確認の非違事例

協 定: 日EU・EPA
産 品: キャンディ (HS番号 17.04項)(HS2017年版)
主な原材料: 砂糖 (HS番号 第17.01項)
生 産 工 程: EU域内において、材料から製品を製造する。

日EU・EPA 品目別原産地規則 第17.04項:

CTH。ただし、生産において使用される第17.01項及び第17.02項の非原産材料の総重量が製品の重量の40%を超えないことを条件とする。



非違の概要

- 材料を確認したところ、キャンディに使用される砂糖(第17.01項)は、非締約国からEU域内に輸入した粗糖(第17.01項)からEU域内で製造されているものの、第17.01項の品目別原産地規則「CTH」を満たさない非原産材料であることが判明。
- 当該非原産材料である砂糖の総重量が製品の重量の40%を超えており、第17.04項の品目別原産地規則を満たしていない。
- 日EU・EPA上のEU原産品とは認められない。

ご清聴ありがとうございました。